

議案第137号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

提出者 議会運営委員長 倉持 守

提案理由

本案は、議会の議員の中から選任された監査委員の報酬について監査委員の職務内容や職務時間等を踏まえ現行の月額45,000円から日額10,000円に変更するのが妥当と判断したため、これを提案するものである。

## 常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3 監査委員の部議会の議員の中から選任された委員の項中「月額」を「日額」に、「45,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年9月19日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬が月額により定められている特別職の職員が、月の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、その月の報酬はその月の日数を基礎として日割りにより支給する。

2 報酬が年額により定められている特別職の職員が、年の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより報酬を支給する。

3 任期満了により退職した者が再び当選又は選任されたときは、報酬の支給については引き続き在職したものとみなす。

4 特別職の職員の報酬は、報酬を日額で定める特別職の職員には勤務のつど、報酬を月額で定める特別職の職員にはその月分を当該月の21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、報酬を年額で定める特別職の職員にはその年度の3月にそれぞれ支給する。ただし、退職、失職又は死亡等によりその職を離れ、日割り又は月割りにより支給する場合には、その事由の生じたときに支給することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、情報化統括補佐官又は審理員の報酬の支給方法については、市長が別に定める。

(重複給与の禁止)

第4条 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する常勤の職員がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 1 3 号）第 1 6 条ただし書の規定は、適用しない。

4 別表第 5 に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務 1 日当たりの費用弁償を支給する。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 3 1 年 9 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和 3 1 年 9 月 3 0 日までなお従前の例による。

（水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止）

3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和 2 3 年条例第 8 6 号）

水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 2 7 年条例第 1 5 4 号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年石下町条例第 8 号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。

5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。

6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯

科医に対する別表第4の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000円」とあるのは「110,000円」と、同表学校歯科医の項中「127,000円」とあるのは「100,000円」とする。

中略

附 則（令和4年条例第23号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 略

別表第 2 略

別表第 3 (第 2 条, 第 5 条関係)

職名		報酬区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)
教育委員会の委員		月額	42,000円	常勤の特別職
監査委員	識見を有する者の中から選任された委員	月額	60,000円	常勤の特別職
	議会の議員の中から選任された委員	月額日額	<del>45,000円</del> 10,000円	常勤の特別職
農業委員会 の委員	会長	月額	53,000円	常勤の特別職
	会長代理委員	月額	47,000円	常勤の特別職
	委員	月額	42,000円	常勤の特別職
農地利用最適化推進委員		月額	21,000円	常勤の特別職
生活保護嘱託医		月額	43,000円	一般職
事務嘱託		月額	200,000円 以内で市長 の定める額	一般職

備考

- 1 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬にあつては、本表に定めるもののほか、農地利用最適化交付金（農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた茨城県からの交付金をいう。）の範囲内で規則で定める額を能率給として支給する。
- 2 前項の能率給の支給方法は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第 4 略

別表第 5 略